

田村市インバウンド誘客業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する田村市インバウンド誘客業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

本業務は、台湾における市の認知度向上及びインバウンド誘客事業の推進において、効果的なプロモーションを実施することにより市の観光施設、地域資源等を台湾で広く知ってもらうとともに、台湾からの誘客を促進し交流人口の拡大を図り地域を活性化させることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月25日までとする。

4 委託額

本業務の委託額上限は、10,000,000円（消費税込）とする。

なお、委託額内訳は概ね以下のとおりとするが、提案内容によっては市と受託者が協議のうえ決定する場合もある。

【ア】調査関連費 3,000,000円

【イ】企画・設計費 3,000,000円

【ウ】広告費 4,000,000円

5 業務内容

（1）インバウンド需要調査・分析 ・・・ 【ア】調査関連費

- ・ターゲット：台湾在住者
- ・市の観光施設、地域資源について、ターゲットへのインタビュー等による定性調査や、アンケート等による定量調査を実施し、ターゲットの属性、特徴、趣味嗜好、ニーズ等を調査する。
- ・ターゲットを項目毎に分割・分析し、エビデンスに基づいた効果的なアプローチ方法を導くこと。なお、各項目の詳細については、男女別、年齢別のほか、施策立案をする上で必要と判断する項目に分割・分析すること。

（2）インバウンド需要喚起策の複数年提案 ・・・ 【ア】調査関連費

- ・他市と差別化できるテーマを見定め、磨き上げるべき内容、課題等を整理して、ターゲットに対する市ならではの需要喚起策を提案する。
- ・令和6年度から始めて3年間の年度毎計画の提案を行い、年度毎のインバウンド増加予測を盛り込むこと。（※提案は3年間の継続契約を確約するものではない。）
- ・3年間でのトータル的なブラッシュアップパッケージとして提案すること。ただし、2年目

以降のトレンドによっては柔軟に対応できる内容とすること。

- ・市の観光資源、地域資源を活用した提案とすること。
- ・市が保有するデジタルコンテンツ等を活用する場合、事前に市と調整を行うこと。

(3) インフルエンサーによる情報発信 ・・・ 【イ】企画・設計費

- ・台湾市場に影響力を有するインフルエンサーを招聘し、各自の保有するプラットフォームにて発信を行う。
- ・インフルエンサーは合計3名以上採用することとし、市へ取材に訪れる場合は2泊3日の行程を基本とする。なお、行程は事前に市と受託者が協議のうえ決定するものとし、インフルエンサーの来訪に当たっては可能な限り福島空港を利用すること。
- ・各インフルエンサーが市場に影響力を有している資料を示すこと。なお、過去に市のインフルエンサーとなった者を再度採用する場合は、本市に関する情報発信の効果がわかる書類を併せて提出すること。
- ・インフルエンサーと市・観光協会関係者が意見交換する時間（1時間程度）及び環境（通訳等）を設けること。
- ・インフルエンサーの滞在、移動等にかかる経費は受託者が負担する。

(4) 旅行商品造成担当者（旅行会社）のモニターツアー ・・・ 【イ】企画・設計費

- ・台湾在住者向け旅行商品造成担当者を招聘し、市の観光施設を活用したモニターツアーを実施、団体旅行モデルコースを造成するための企画・設計を行うこと。また、商品化へ向けて福島県と連携がある複数の台湾在住者向け旅行会社へ売り込みを図ること。
- ・旅行商品造成担当者（旅行会社）は3社3名以上（各社1名以上）招聘することとし、市内のモニターツアーは2泊3日の行程を基本とする。なお、行程は事前に市と受託者が協議のうえ決定するものとし、旅行商品造成担当者（旅行会社）の来訪に当たっては可能な限り福島空港を利用すること。
- ・事前に来訪者のプロフィール資料を示すこと。なお、過去に市の観光施設を活用した旅行商品を造成している場合は、内容がわかる書類を併せて提出すること。
- ・旅行商品造成担当者（旅行会社）と市・観光協会関係者が意見交換する時間（1時間程度）及び環境（通訳等）を設けること。
- ・旅行商品造成担当者（旅行会社）の滞在、移動等にかかる経費は受託者が負担する。

(5) オンラインメディアプロモーション（WEB広告等） ・・・ 【ウ】広告費

- ・台湾在住者向けオンラインメディアを活用し市の観光施設、地域資源を台湾在住者へ発信し認知拡大を図ること。
- ・オンラインメディアはラーチーゴーやWABITABIを推奨するが、市の認知度向上に同様の効果が見込めるメディアであれば活用を妨げるものではない。
- ・複数のオンラインメディアを組み合わせたプロモーションも可能とする。
- ・市の台湾在住者向けパンフレットや広告グッズを準備して配布する等、オンラインメディアから誘客につながるよう一体的なプロモーションを行うこと。
- ・配信時期は令和7年2月末日までの実施とし、詳細については市と受託者が協議のうえ決

定する。

(6) ソーシャル・リスニング調査 ・・・ 【ア】調査関連費

- ・オンラインメディア等で配信した各種コンテンツの公開前後における以下の項目について調査報告すること。
 - ①掲載コンテンツ（動画・記事等）の表示回数・クリック数などの測定を行うこと。
 - ②認知度・アクセス傾向・訪問意向などを調査すること。
 - ③掲載コンテンツ（動画・記事等）を視聴した者について、個人を特定しない範囲で「属性」を調査すること。
 - ④上記（①～③）について、測定調査結果を報告書にまとめて提出すること。

(7) 全体調整 ・・・ 【ア】調査関連費

- ・業務の実施に当たっては、事前に実施計画及び工程表を市へ提出し、全工程における運営管理（進捗や状況報告等）を適切に行うこと。
- ・必要に応じて市の意向確認や協議を行い、事業目的の達成に向けた最大限の配慮をすること。

(8) その他 ・・・ 【ア】調査関連費

- ・その他、当該業務の推進にかかる効果的な方法があれば提案・実施すること。
- ・業務着手時には着手届を、業務完了時には完了届をそれぞれ提出すること。
- ・業務完了に当たって報告会を開催するので、実施報告の説明を行うこと。なお、事業実施により市の知名度が向上したことがわかる報告書を提出すること。

6 成果物

- (1) 実施報告書 電子データ（Word 形式等とPDF 形式）を収録した電子媒体（DVD等）及び印刷物を各2部納品
- (2) 製作物 本業務で製作した物品
- (3) その他 本業務で作成した資料のうち、本市が指示する資料

7 納品場所

田村市産業部観光交流課
福島県田村市船引町船引字畠添 76 番地 2
及び本市が指定する場所

8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて隨時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受託者の負担とする。
- (2) 事前に市の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

- (4) 受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うこと。
- (5) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て本市に帰属するものとする。
- ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権及び肖像権関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に帰属する。
- (7) 業務完了後に、受託者の責めに帰すべき事由により、成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うこと。この場合に要する経費は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により当市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成要領

見積書の作成に当っては、『田村市インバウンド誘客業務委託仕様書』に基づいて作成すること。ただし、この仕様書以上の最新の技術提供や企画があれば、委託額の範囲内で積極的に採用することを拒まない。

- ①内容については、『田村市インバウンド誘客業務委託仕様書』に基づき、項目ごとに分かりやすく記載すること。
- ②一連の経費について、見積設計の項目ごとに分かりやすく明記すること。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。